

バス事業のあり方検討会 第6回議事概要

日 時： 平成23年4月25日（月） 10:00～12:00

場 所： 合同庁舎第7号館 9階共用会議室1

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

- これまでの議論を踏まえると、乗合許可に近づけるような制度を設けていくべきである。
- 運行委託モデル（案）のような新たな「高速バス」のための制度を作った場合であっても、既存のツアーバスを禁止しない限り2つの運行形態が並存することになる。既存のツアーバスを禁止すべきではないか。
- ツアーバスを禁止することについては、他の一般的な貸切運送との区別についても十分に考慮したうえで慎重に判断する必要があるが、仮に禁止することになれば法律を改正する必要がある。しかし、当面は法改正を行わなくてもできることから迅速に対応していくという方向で考えている。
- 既存の高速乗合バスとツアーバスを必ずしも一本化しなければならないということはないのではないか。いずれの運送形態であっても、コンプライアンス意識の高い事業者によって運送が行われるのであれば、利用者が両者を区別していない以上、問題は発生しないのではないか。
- 既存のツアーバスを新たな制度に取り込んでいくためには、当該制度に導くための現実的なメリットが必要となる。
- 乗降場所の問題については、乗合許可を取得すれば合法的に停留所を設置できることとなり、この停留所を利用者が利用しやすいところに設置できるようになれば乗合許可を取得するメリットとなると考える。
- 一般的な貸切バス事業においても、主要駅で客を乗せ観光地へ連れて行くというものがあるが、このようなものまでできなくなるような規制にならないように配慮すべきである。
- 貸切バス事業そのものへの参入基準の強化も必要である。また、旅行業者も責任の一端を担うべきである。

以 上